

令和2年2月18日

福津市議会  
議長 江上 隆行 様

市民福祉委員会  
委員長 横山 良雄

### 市民福祉委員会報告書

令和元年第7回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1. 調査事項

- (1) 障害者虐待防止対策について
- (2) 児童虐待防止対策について

##### 2. 期日

令和元年12月11日(水)

##### 3. 調査にあたって

- (1) 障害者虐待防止対策について

本市は、人口増に伴い障がい者も増加している。障がい者虐待の相談件数は少ないが、市民の虐待防止に対する意識を高めるために、障がい者虐待の現状と対策について調査した。

- (2) 児童虐待防止対策について

本市は、若い世代の転入が増加傾向にあり、育児支援を必要とする保護者や、一人親家庭も増加している。児童虐待の報道を多く目にするような状況の中、子ども達を取り巻く環境を鑑み、児童虐待の現状と対策について調査した。

##### 4. 調査結果

- (1) 障害者虐待防止対策について

本市は、障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、

障がい者の権利と利益の擁護に資することを目的として、障がい者虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止法に基づき、その業務を社会福祉協議会に委託している。

業務内容としては、障がい者虐待に関する通報または届け出、障がい者の保護のための相談や指導及び助言、障がい者虐待の防止及び養護者への支援に関する広報啓発の実施である。

障がい者虐待の対象になる人は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいのある人も含む）、その他の心身機能の障がいがある人（難病患者等を含む）とされており、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に制限を受けている人が対象となり、障害者手帳の保有の有無を問わない。

虐待の種類としては、①養護者による障がい者虐待（障がい者の身の回りの世話や金銭管理などを行っている家族や親族による虐待）。②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待（障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所などで働いている職員による虐待）。③使用者による虐待（障がい者を雇用している事業主や使用者による虐待）と定められている。

課題は、事実確認が困難なケースがあることと見守りを長期にわたって継続していかないといけないケースがあることなどである。

## （２）児童虐待防止対策について

平成 28 年に児童福祉法が改正され、子どもの権利の尊重などが明記されたが、その後に複数の虐待事案が発生し、死に至る事例が社会的注目を浴びた。令和 2 年 4 月から、親による体罰の禁止、児童相談所の体制強化を盛り込んだ法律の改正が施行されることになっている。

本市においては、「家庭児童相談室」を設置し、非常勤の職員を平成 30 年度から 1 名増員、4 名体制で運営している。業務は、児童・保護者からの相談、一人親家庭の自立に向けた相談、家庭や学校、保育所等を訪問し、児童にチラシを配布して相談を受けるための啓発を行なうこと、要保護児童対策地域協議会の調整である。

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等で構成されており、代表者会議では、法務局・児童相談所・宗像遠賀保健福祉環境事務所・宗像警察署・小児科医会などの代表者、保育所・幼稚園・小学校・中学校の代表、民生委員児童委員・人権擁護委員・子育て関係団体などが一堂に会し、要保護児童とその保護者の把握とともに、各団体の取り組みを確認し、市全体で子どもを守るための方策について情報を共有する場となっている。

実務者会議では、中学校区ごとに要保護対策児童の対策とその取り組みを確認し、警察、児童相談所、中学校区の教頭先生、市のこども課、いきいき健康課、

福祉課などの実務者で、リスクのある子どもについて関係機関で情報を共有し、個別ケース検討会議の前にどのような対策を立てるべきかを検討している。

相談対応件数は、平成 30 年度が 8,959 件であり、平成 26 年度の 5,207 件と比較して 1.7 倍になっていて、件数は年々増加傾向にある。

相談内容は、平成 30 年度実績では養護相談が全体の 45%を占めており、275 件である。虐待の相談は 57 件で、虐待の種類の内訳として、身体的虐待が 16 件、性的虐待が 4 件、心理的虐待が 26 件、ネグレクトが 11 件となっている。以前はネグレクトが多かったが、最近では面前DVの増加で心理的虐待が増加している。

虐待を行った者は、以前は実母が割合的に多かったが、現在では、実父、実母ともに多い状況である。また、身体的虐待については毎年一定数上がっている。

虐待の防止には、虐待が起きる前に定期的に乳幼児の状況を把握し、保護者を孤立しないようにすることが効果がある。虐待が起きる前に、家庭と行政との関係づくりを充実し、対策を講じていく必要がある。特に、不安を抱え支援が必要な家庭には、継続的に家庭訪問を行い、保護者の悩みを聞き、育児不安の軽減をはかる必要がある。

しかしながら、本市の現状は、「家庭児童相談室」の相談員は 4 名体制で業務を行っているが、相談件数がかなり増加しており、それに伴って報告書作成や相談記録の整理に係る事務量が増えてきている。家庭児童相談員は個別事例のサポートの方針等、関係者と共に決定していく役割が求められており、かなり勤務時間外での対応が多くなっている。

## 5. 委員会としての意見

### (1) 障害者虐待防止対策について

障がい者虐待防止対策は、社会福祉協議会が窓口であるが、各部署との連携が重要であり、問題が起こった時に速やかに保護者への報告がないと、障がい者を支援している団体や施設への不信感にもつながりかねないので、コミュニケーションが取りやすい体制を強化し、重大化、重症化する前に相談による虐待防止を図っていただきたい。

### (2) 児童虐待防止対策について

児童虐待の原因の 1 つに、保護者の子育てに対する不安がある。育児書やネットによる情報が溢れすぎている社会背景も不安を増長させている。

このような状況の中、親に対するカウンセリングにも対応するための窓口対応などを行っているが、ちょっと雑談する程度の相談相手や、相談する場所が必要ではないかと感じる。窓口までは行くレベルではないが、育児サロンにいる保育士さんなら話してもいいかなという気軽さ、人見知りが強い人などは初対面で

話せなくても、そこに通っているうちに心を開く場合もある。来年度開設予定の「子育て世代包括支援センター」を核として「家庭児童相談室」「児童相談所」などと共働し、きめ細かなケアに努める施策を図っていただきたい。